

子 政 第 2 2 5 1 号  
令 和 3 年 8 月 1 9 日

各市町村長 殿

山梨県知事 長崎 幸太郎



新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第1項、第2項及び第24条  
第9項に基づくまん延防止等重点措置による要請について(依頼)

平素より、新型コロナウイルス感染拡大防止対策への御理解と御協力をいただき、  
感謝申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき2月13日から8月3  
1日までの間、感染拡大防止対策への協力を要請しているところですが、8月17日に  
同法第31条の4第3項に基づくまん延防止等重点措置区域に本県が追加されたこと  
を受け、新たに別紙のとおり当該重点措置による感染拡大防止対策を要請します。

併せて、当該要請を受け、施設におけるイベント等の開催の目安を一部改訂しまし  
たので、お知らせします。

つきましては、貴職所管の放課後児童クラブへ周知いただくとともに、引き続き、新  
型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、感染症防止対策の徹底の要請に対し、  
適切に御対応いただきますようお願いいたします。

なお、8月6日から22日までを期間としている臨時特別協力要請は、期間に変更は  
ありませんので御承知ください。